

聖籠町告示第19号

聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内在住の小学生及び中学生が海外の文化、歴史及び生活環境等に触れることにより、町の将来を担う人材の育成及び国際交流の推進を図るため、町が実施する中国黒龍江省ハルビン市児童・生徒相互交流事業（以下「交流事業」という。）に参加する者が負担すべき経費の一部を補助することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する小学生及び中学生のうち、聖籠町が作成する派遣計画に定める者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）とする。

(交付対象及び交付基準)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、予算の範囲内で別表に定める区分ごとに算出した額を限度とする。

2 前項の規定による補助金のほか、ハルビン市との協議により、交流事業参加者が負担する必要が生じた経費であって、町長が必要と認める経費については、予算の範囲内で別途補助することができる。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の申請)

第4条 交流事業に参加する者（以下「参加者」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、補助金の交付を受けるにあたり、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金交付申請書（別記様式第1

号)に次の書類を添えて、町長に対し、別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 費用額内訳書
- (2) 旅行代金見積書
- (3) 訪問日程表
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(決定の通知)

第5条 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、交付しない旨の決定をした場合は、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金交付否認通知書(別記様式第3号)により、その旨及び理由を速やかに補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

- 2 補助金の交付について、町長が必要と認める場合にはその全部又は一部を概算払いすることができる。  
(事情変更による決定の取消し等)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 保護者が、交流事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができない場合
- (2) 参加者が、交流事業の全部若しくは一部の行程に参加することができなくなった場合

- 2 保護者は、前項の規定による措置によって損害を受けることがあっても、町長に対してその損害の賠償を請求しないものとする。

- 3 第5条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(申請内容の変更)

第7条 保護者は、第4条に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金変更交付申請書（別記様式第4号）にその内容を説明する書類を添えて、町長に申請し、その承認を得なければならない。

2 町長は、第1項の規定による変更を承認するときは、当該保護者に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更し、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）を申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による変更を承認しないときは、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金変更否認通知書（別記様式第6号）を保護者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 保護者は、参加者が交流事業を完了したときは、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業実績報告書（別記様式第7号）に次の書類を添えて、町長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- （1） 旅行代金の領収書
- （2） 訪問日程表（実績）
- （3） 参加者の感想文
- （4） その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項に定める書類のほか、必要がある場合は関係書類の提出を命ずることができる。

（補助金等の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合においては、交付すべき補助金の額を確定し、聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金の額の確定通知書（別記様式第8号）を保護者に通知しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 町長は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合において

ては、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条、第7条第1項及び第8条の規定による提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

(2) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に基づく町長の指示又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、交流事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還命令)

第11条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、交流事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、保護者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率（額）
航空運賃	2分の1以内
国内外おける移動旅費	2分の1以内
国内外における滞在費	2分の1以内
パスポート取得費	新潟空港整備推進協議会が定める補助金交

	付要綱に基づき、町長が同協議会に申請し、承認を受けた額
--	-----------------------------

別記様式第1号

年 月 日

聖籠町長 様

(保護者) 住所

氏名 ㊟

聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金交付申請書

聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

参加者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	住所	〒 聖籠町		電話番号	(所持者氏名 )
	所属学校				
費用額		円	補助金交付申請額		円
その他特記事項					

※補助金交付申請額は1,000円未満の端数を切り捨てて記入してください。

- 添付書類 (1) 費用額内訳書  
(2) 旅行代金見積書  
(3) 訪問日程表  
(4) その他町長が必要と認める書類

別記様式第 2 号

聖籠町指令第 号  
年 月 日

様

聖籠町長 ㊟

聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定したので、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交流事業参加者 様
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金の交付条件
- 4 その他(特記事項)

別記様式第3号

聖籠町指令第 号  
年 月 日

様

聖籠町長 ㊟

聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金交付否認通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり不参加並びに不交付と決定したので、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

1 不参加並びに不交付の理由



別記様式第 4 号

年 月 日

聖籠町長 様

(保護者) 住所

氏名 ㊟

聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で交付決定のあった事業について、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更の内容 及び理由				
費用額	変更前	円	変更後	円
既交付 決定額	円		変更交付 申請額	円 円の 増・減
その他 特記事項				

※補助金交付申請額は1,000円未満の端数を切り捨てて記入してください。

添付書類 (1) 変更内容を説明する書類

※ 変更事項ごとに、変更前と変更後が対比できるように記入してください。

別記様式第 5 号

聖籠町指令第 号

年 月 日

様

聖籠町長 ㊟

聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定したので、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更の内容
- 2 交付決定額 円
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付決定額 円( 円の増・減)
- 5 補助金の交付条件
- 6 その他(特記事項)

別記様式第 6 号

聖籠町指令第 号  
年 月 日

様

聖籠町長 ㊟

聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金変更否認通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記理由により、  
変更を否認しますので、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第 7  
条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 否認の理由

別記様式第7号

年 月 日

聖籠町長 様

(保護者) 住所

氏名 ㊟

聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業実績報告書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で交付決定のあった事業が完了したので、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

参加者	氏名		所属学校	
完了年月日	年 月 日			
その他 特記事項				

添付書類

- (1) 旅行代金の領収書
- (2) 訪問日程表(実績)
- (3) 参加者の感想文
- (4) その他町長が必要と認める書類

別記様式第 8 号

聖籠町指令第 号  
年 月 日

様

聖籠町長 ㊟

聖籠町小中学生相互交流海外派遣事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった実績報告書を審査した結果、内容を適当と認め下記のとおり補助金の額を確定したので、聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 その他(特記事項)